

## 仕様書

この仕様書は、山梨県立あけぼの医療福祉センターにおける在宅用酸素供給装置の賃貸借及び保守等について必要な事項を定めるものとする。

### ①機器の種類、規格、数量等

#### (1) 酸素濃縮器

- ・機種は、コンフォライフ3SPとすること。
- ・酸素濃縮器は1台とし、機器の使用に必要な付属品、消耗部品も含めること。  
なお付属品、消耗部品等の提供に関しては、契約金額に含めるものとする。

#### (2) 携帯用酸素ポンペ

- ・3本以上納入すること。そのうち1本は、山梨県立あけぼの医療福祉センターに納入し、残りは患者の自宅に納入するものとし、その費用は契約金額に含めるものとする。
- ・酸素ポンペの携帯用のカート、バッグ等を納入することとし、その費用は契約金額に含めるものとする。

### ②機器の保守管理

#### (1) 機器の点検等

- ・機器の設置完了後は、原則として6か月毎に当該機器の点検等を行い、点検結果について報告書を作成し、患者及び山梨県立あけぼの医療福祉センターに提出すること。  
なお、報告書について、様式は問わないものとする。
- ・点検は機器に精通した専門スタッフが実施すること。
- ・保守点検等に要する費用は契約金額に含めるものとする。

#### (2) サポート体制

- ・メンテナンス、オーバーホールのほか、予期せぬ故障や操作上不明な点があった場合、24時間の対応（電話相談、緊急出動等）を原則として無償で行う。
- ・機器の故障や不具合があった際は、代替機無償レンタルサービスを行うこと。
- ・付属品や消耗品等の交換が必要になった際は、付属品や消耗品等の無償交換サービスを行うこと。
- ・携帯用酸素ポンペの詰め替え、配送の依頼があった際は、直ちに依頼に応じるこ

と。

なお、携帯用酸素ポンベの詰め替え、配送に要する費用は契約金額に含めるものとする。

### ③その他

- 酸素濃縮器については、山梨県立あけぼの医療福祉センターの患者が、その患者の自宅で使用することを目的とする。
- 携帯用酸素ポンベについては、山梨県立あけぼの医療福祉センターの患者が外出時および患者の自宅で酸素濃縮器が使用できない状態にある時に使用することを目的とする。
- 在宅用酸素供給装置を使用する患者は、人工呼吸器 (BIPAP A40) を使用しており、在宅用酸素供給装置と人工呼吸器を併用して使用することを前提とする。ただし、状況によっては在宅用酸素供給装置のみを使用することもありうるものとする。
- この仕様書に定めなき事項については、契約書によるものとする。